

汚染土壌搬出時認定調査の対象物質を限定

(土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 平成31年環境省令第3号)

(環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令 令和2年2月14日内閣府・環境省令第1号)

規制改革の内容

特例措置前

要措置区域等※から搬出される土壌の認定調査については、区域指定対象物質を含む26物質全ての特定有害物質に関する調査が必要だった

※要措置区域及び形質変更時要届出区域

特例措置

国家戦略特区内の自然由来特例区域※から搬出される土壌の認定調査については、原則区域指定対象物質のみを対象とした(平成27年12月～)

※形質変更時要届出区域の一区分

効果

再開発事業等の建設工事の迅速化・コスト削減につながる

全国措置の内容

要措置区域等(自然由来特例区域内を含む)から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象物質は、原則区域指定対象物質に限る。

規制改革の概要

要措置区域等

自然由来特例区域

自然に由来する一定の汚染状態の有害物質が含まれる土壌



有害物質が地下に浸透

自然由来の土壌汚染

人為由来土壌汚染

従来、26物質全てを調査

↓
原則区域指定対象物質のみを調査

一定の基準を下回る場合

区域外へ土壌搬出

